

山口県地震等災害保険・共済加入促進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県地震等災害保険・共済加入促進協議会（以下「協議会」という。）の設置に関する必要な事項を定める。

(目的)

第2条 協議会は、関係団体が連携し、山口県における地震・風水害等による自然災害リスクに對して、地震・火災保険・共済等加入をはじめとした自助による災害への備えについて普及啓発を行い、災害発生後の山口県民の迅速な住まいの再建に資することを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は会員及び協賛会員をもって構成する。

- 2 会員は別表1の者をもって充てる。
- 3 協賛会員は、前条の目的に賛同する団体等で、協議会の活動に協力する者をもって充てる。

(活動)

第4条 協議会は第2条の目的を達するため、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 地震・火災保険・共済等加入をはじめとした自助による備えの普及啓発事業の計画策定に關すること。
- (2) 地震・火災保険・共済等加入をはじめとした自助による備えの普及啓発事業の実施に關すること。
- (3) その他協議会の目的を達するために必要なこと。

(役員)

第5条 協議会に会長を置き、会員から選出する。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

(会議)

第6条 会議は会員をもって構成する。

- 2 会議は会長が招集し、議長は会長が務める。
- 3 会議の議事は、会員の出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会議は、第4条に規定する事項を行うため、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 協議会の活動方針に關すること。
 - (2) 事業計画及び事業報告に關すること。
 - (3) 予算及び決算に關すること。
 - (4) 本要綱の制定及び改廃に關すること。
 - (5) その他の協議会の運営に關して必要なこと。

5 会長は、必要があると認めたときは、会員以外の者に対して会議の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、山口県土木建築部住宅課が担うものとする。

(雑則)

第8条 本要綱に定めることのほか、必要な事項は会議において別に定める。

附則

この要綱は、平成31年1月17日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年9月2日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年1月16日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月29日から施行する。

別表1（第3条関係）

団体名
(一社) 日本損害保険協会中国支部 山口損保会
(一社) 山口県損害保険代理業協会
こくみん共済 coop 中四国統括本部 山口推進本部
生活協同組合コープやまぐち
全国共済農業協同組合連合会 山口県本部
山口県火災共済協同組合
山口県民共済生活協同組合
山口県